

行動指針（ver.9）

段階	入構許可の条件と活動			申請方法
	教員	大学院生・博士研究員・寄付研究部門研究員・大学院研究生	学部生・学部研究生	
5	入構禁止。在宅での教育・研究活動を行う。ただし、動植物の維持管理など研究資源維持管理のための最低限の入構を、学部長への申請により許可することができる。申請時の条件（内容や滞在時間など）以外の活動（実験など）は行わない。	入構禁止。在宅での学習・研究活動を行う。ただし、動植物の維持管理など研究資源の維持のための最低限の入構を、指導教員を通した申請により許可することができる。申請時の条件（内容や滞在時間など）以外の活動は行わない。	入構禁止。在宅での学習・研究活動を行う。ただし、研究室に大学院生が所属していないなど、特別の事情があると教員が判断した場合のみ、動植物の維持管理など研究資源の維持のための最低限の入構を、指導教員を通した申請により許可することができる。申請時の条件（内容や滞在時間など）以外の活動は行わない。	研究室ごとに、1週間分の入構申請を、前週の木曜日までに学科長に提出し、その後、金曜日までに学部長に申請、許可を得る。
4	十分な感染防止措置をとることを前提に、質の高い遠隔授業の準備を目的とする短時間の立ち入りを申請により許可することができる。申請時の条件（内容や滞在時間など）以外の活動（実験など）は行わない。	入構禁止。在宅での学習・研究活動を行う。ただし、動植物の維持管理など研究資源の維持のための最低限の入構を、指導教員を通した申請により許可することができる。申請時の条件（内容や滞在時間など）以外の活動は行わない。	入構禁止。在宅での学習・研究活動を行う。ただし、研究室に大学院生が所属していないなど、特別の事情があると教員が判断した場合のみ、動植物の維持管理など研究資源の維持のための最低限の入構を、指導教員を通した申請により許可することができる。申請時の条件（内容や滞在時間など）以外の活動は行わない。	研究室ごとに、1週間分の入構申請を、前週の木曜日までに学科長に提出し、その後、金曜日までに学部長に申請、許可を得る。
3	十分な感染防止措置をとることを前提に、質の高い遠隔授業準備に加えて、大学院博士後期課程最終年度院生・博士研究員・寄付研究部門研究員の研究指導を目的とする立ち入りを、申請により許可することができる。申請時の条件（内容や滞在時間など）以外の活動は行わない。 ※6月17日より事前の「入構申請」は必要としないうことになりました。	十分な感染防止措置をとることを前提に、博士後期課程最終年度院生・博士研究員・寄付研究部門研究員のみ、指導教員の申請により許可することができる。行動範囲や入構時間などは教員に準じることができる。申請時の条件（内容や滞在時間など）以外の活動は行わない。	入構禁止。在宅での学習・研究活動を行う。ただし、研究室に大学院生が所属していないなど、特別の事情があると教員が判断した場合のみ、動植物の維持管理など研究資源の維持のための最低限の入構を、指導教員を通した申請により許可することができる。申請時の条件（内容や滞在時間など）以外の活動は行わない。	研究室ごとに、1週間分の入構申請を、前週の木曜日までに学科長に提出し、その後、金曜日までに学部長に申請、許可を得る。
2	十分な感染防止措置をとることを前提に、遠隔授業準備に加えて、大学院生・大学院生・博士研究員・寄付研究部門研究員の研究指導を目的とする立ち入りを、申請により許可することができる。申請時の条件（内容や滞在時間など）以外の活動は行わない。 ※6月17日より事前の「入構申請」は必要としないうことになりました。	十分な感染防止措置をとることを前提に、博士後期課程、博士前期課程（修士）・博士研究員・寄付研究部門研究員および大学院研究生のみ、指導教員の申請により、研究、さらに教育の補助を目的に入構を許可する。行動範囲や入構時間などは教員に準じる。申請時の条件（内容や滞在時間など）以外の活動は行わない。	入構禁止。在宅での学習・研究活動を行う。ただし、研究室に大学院生が所属していないなど、特別の事情があると教員が判断した場合のみ、動植物の維持管理など研究資源の維持のための最低限の入構を、指導教員を通した申請により許可することができる。申請時の条件（内容や滞在時間など）以外の活動は行わない。	研究室ごとに、1週間分の入構申請を、前週の木曜日までに学科長に提出し、その後、金曜日までに学部長に申請、許可を得る。
1	●1－① 十分な感染防止措置をとることを前提に、入構を許可し、教育および研究活動、院生、研究員、卒業年次生の研究指導を実施することができる。 ●1－② 十分な感染防止措置をとることを前提に入構を許可し、全ての教育研究活動及び学生指導を実施することができる。	●1－① 十分な感染防止措置をとることを前提に、博士後期課程、博士前期課程（修士）・博士研究員・寄付研究部門研究員および大学院研究生のみ、指導教員の申請により、研究、さらに教育の補助を目的に入構を許可する。行動範囲や入構時間などは教員に準じる。申請時の条件（内容や滞在時間など）以外の活動は行わない。 ●1－② 十分な感染防止措置をとることを前提に入構を許可し、指導教員との綿密な打合せのもとで、教育研究活動を行うことができる。	●1－① 十分な感染防止措置をとることを前提として、指導教員の申請により卒業年次生および学部研究生の研究活動を実施することができる。その他の学部生の活動については、別途指示する。 ●1－② 十分な感染防止措置をとることを前提に、原則として履修登録した対面授業のある指定された登校日に限って入構を許可し、教育研究活動を行うことができる。学部3年生に対しては、指導教員との綿密な打合せのもとで、履修登録した対面授業のある指定された登校日に限り、研究（室）活動を行うことができる。 ●1－③ 十分な感染防止措置をとることを前提に、原則として履修登録した対面授業のある指定された登校日に限って入構を許可し、教育研究活動を行うことができる。学部3年生に対しては、指導教員との綿密な打合せのもとで、履修登録した対面授業のある指定された登校日の他に、指導教員が別途指定する登校日と合わせ、上限週3日間に限り、研究（室）活動を行うことができる。 ●1－④ 十分な感染防止措置をとることを前提に入構を許可し、教育研究活動を行うことができる。ただし、学部1・2年生については、入構登録を必要とする。 ●1－⑤ 十分な感染防止措置をとることを前提に入構を許可し、教育研究活動を行うことができる。	●1－① 研究室ごとに、1週間分の入構申請を、前週の木曜日までに学科長に提出し、その後、金曜日までに学部長に申請、許可を得る。 ●1－② 入構申請は行わない。ただし学生証提示による入退構の確認及び入構時の検温チェックを行う。

段階	授業等 学部生（学部生・学部研究生）・大学院生（大学院生・博士研究員・寄付研究部門研究員・大学院研究生）に対する授業（講義、演習、実験実習）および連絡・指導
5	● 遠隔授業と遠隔による綿密な連絡・指導のみを行う。 ● 学内（キャンパス、農場など）あるいは学外での学部生あるいは大学院生に対するすべての対面による教育活動は行わない。
4	● 遠隔授業と遠隔による綿密な連絡・指導のみを行う。 ● 学内（キャンパス、農場など）あるいは学外での学部生あるいは大学院生に対するすべての対面による教育活動は行わない。 ● 申請により、許可することがある（担当教員→学科長→学部長）。
3	● 遠隔授業と遠隔による綿密な連絡・指導を強く推奨する。 ● ただし、入構が認められた大学院生（実験）指導を学内で行うことができる。 ● また、資格取得のための学外における個別実習は申請により、許可することがある（担当教員→学科長→学部長）。 ● それ以外の学部生あるいは大学院生に対するすべての対面による教育活動は行わない。
2	● 遠隔授業を推奨するが、十分な感染防止措置をとることを前提に、大学院生に対する研究（実験など）指導を行うとともに、申請により、宿泊をともなう調査などを学内外で実施することができる（担当教員→学科長・専攻主任→学部長・委員長）。 ● 学部生に対するすべての対面による教育活動は行わない。
1	遠隔授業を推奨するが、十分な感染防止措置をとることを前提に、以下の2段階で順次認める。 ● 1－① 大学院生および卒業年次生に対する実験、宿泊をともなう調査などを開始することができる。 ● 1－② 学部生に対し、担当教員の指示、感染防止に対する取り組みなどの計画・実施を前提に、宿泊を伴う調査などを開始することができる。 ● 1－③ 大学で決定した感染防止策および授業実施の基本方針とガイドラインを徹底したうえで、「対面授業」を主に実施し、一部を「オンライン授業」とする。

段階	学部生の課外活動
3	● 認めない。
2	● 2－① 原則認めない。ただし、学外における活動で、感染防止措置が確実に取れる場合は、申請（学生部長）により許可することができる。 ・ その際は、保護者の了解を得る。 ・ 監督者は必ず同行する。 ● 2－② ・ 申請（学生部長）により構内での活動を許可し、所属する学生の入構を認める。活動が許可された後でも、以下の条件を満たさなくなった場合は、活動許可を取り消すことがある。なお学外者を招き入れたの対外試合等の活動は禁止する。 ・ 対象は農友会、全学応援団各団体、令和3年度に公認された同好会の各団体とする。 ・ 大会、演奏会、発表会等が開催中、またはこれらが予定されている。 ・ 収穫祭に関する活動である。 練習の時間と場所(トレーニングルーム含む使用施設等)が明確に計画されている。 ・ 活動内容に対応した感染防止策(独自ガイドライン)に基づき、活動が計画されている。
1	以下の条件下のもとで、申請（学生部長）により構内での活動（対外試合等を含む）を許可し、所属する学生および学外者の入構を認める。 活動が許可された後でも、以下の条件を満たせなくなった場合は、活動許可を取り消すことができる。 ● 1－① ・ 対象は農友会体育団体連合会および農友会文化団体連合会の所属団体、令和2年度に公認された同好会の所属団体、収穫祭学科統一本部とする。 ・ 大会、演奏会、発表会等が開催中、またはこれらが予定されている。 ・ 2020年度オンライン収穫祭(予定)の活動を計画している。 ・ 練習の時間と場所(トレーニングルーム含む使用施設等)が明確に計画されている。 ・ 運動部の練習には、必ず監督者が立ち会う。 ・ 活動内容に対応した感染防止策(独自ガイドライン)に基づき、活動が計画されている。 ● 1－② ・ 対象は農友会、全学応援団各団体、令和3年度に公認された同好会の各団体および運動部の試合等に参加する学外者とする。 ・ 大会、演奏会、発表会等が開催中、またはこれらが予定されている。 ・ 収穫祭に関する活動である。 練習の時間と場所(トレーニングルーム含む使用施設等)が明確に計画されている。 ・ 学外者が参加する運動部の試合等は、大学の感染防止策および学外者入構のガイドラインの遵守を徹底する。 ・ 活動内容に対応した感染防止策(独自ガイドライン)に基づき、活動が計画されている。

段階	教員の出張
5	● 出張は認めない。
4	● 緊急事態宣言対象地域を出入りする出張は禁止とする。 ● 緊急事態宣言が解除された感染拡大注意対象地域を出入りする出張は、禁止とする。 ● 上記以外であっても、不要不急の出張は宿泊の有無を問わず認められない。 ● ただし、出張先からの要請が強く、オンラインでの業務や参加ができない場合かつ研究継続あるいは業務上、所属長が必要と認めた場合は申請（学長）により許可することができる。 ● 学生ほかの同行は認めない。 ● 緊急事態宣言対象地域を出入りする出張は禁止とする。 ● 緊急事態宣言が解除された感染拡大注意対象地域を出入りする出張は、禁止とする。 ● 上記以外であっても、不要不急の出張は宿泊の有無を問わず認められない。 ● ただし、出張先からの要請が強く、オンラインでの業務や参加ができない場合は、十分な感染防止措置をとることを前提に、宿泊を伴わない出張（外出）を行うことができる。 ● また、研究継続あるいは業務上、所属長が必要と認めた場合は申請（学部長）により宿泊を伴う出張を許可することができる。 ● 入構を認められている大学院生および学部生の同行は極力避けるが、やむを得ない場合は申請（担当教員→学科長・専攻主任→学部長・委員長）によりこれを認めることができる。
2	● 十分な感染防止措置をとることを、出張先の了解（受入許諾）を取ることを前提に、出張を認める。 ● 大学院生および学部生の同行は極力避けるが、やむを得ない場合は申請（担当教員→学科長・専攻主任→学部長・委員長）によりこれを認めることができる。
1	● 十分な感染防止措置をとることを前提に、出張を認める。 ● 大学院生および学部生を同行することができる。 ● 国外出張する場合、出張者は必ず出張国における感染防止に係る行動制限等について確認し、事前に学部長等に報告しなければならない。（様式別紙）

段階	会議・会合・イベント
5	● 遠隔のみ。
4	● 遠隔を強く推奨するが、十分な感染防止措置をとることを前提に、遠隔と対面を組み合わせる本学教職員による小規模な会議・会合（飲食不可）を行うことができる。
3	● 遠隔を強く推奨するが、十分な感染防止措置をとることを前提に、遠隔と対面を組み合わせる本学教職員による会議・会合（飲食不可）を行うことができる。 ● 申請により学外者の入構と参加を認めることができる（飲食不可、主催者→学部長など）
2	● 遠隔を推奨するが、十分な感染防止措置をとることを前提に、遠隔と対面を組み合わせるあるいは対面のみでの会議・会合を行うことができる。 ● 少人数の学外者の入構と出席を行うことができる。
1	● 遠隔を推奨するが、十分な感染防止措置をとることを前提に、遠隔と対面を組み合わせるあるいは対面のみでの会議・会合を行うことができる。 ● 不特定多数の学外者が参加するあるいは大規模の会合は申請（主催者→学科長など）により認めることができる。 ● なお、既定の学内の感染防止策を実行することを前提に、教室等施設の学外への貸し出しを許可する。

段階	事務窓口
4	● 行なわない。
3	● 原則行なわない。
2	● 十分な感染防止措置をとることを前提に窓口業務を行う。
1	● 十分な感染防止措置をとることを前提に窓口業務を行う。